

令和8年度「鈴鹿市暮らしの便利帳」協働発行业務仕様書

協働発行する「鈴鹿市暮らしの便利帳」（以下「便利帳」という。）の仕様書については、次のとおりとする。

1 便利帳の印刷物等

(1) 発行部数 約 95,500 部

※協働発行业務者と、発行時点の本市の世帯数に応じて協議の上、決定する。

(2) 刷り色 4色刷り

(3) 紙質 再生紙を使用すること

(4) 規格判型 A4 判 140 ページ程度（このうち行政情報部分については約 60%以上とする。）

(5) 製本 無線綴じ

(6) 編集等の条件

ア 企画、編集、印刷及び製本に係る一切の業務は、協働発行业務者が行う。

その際、企画・編集等については、市と十分協議し、市の承認を得なければならない。

イ 市は、電子データ（Microsoft Word、Excel 等）または紙媒体で行政情報の提供を行うこと。

ウ 地域情報は鈴鹿市内の情報とし、その内容の範囲は、次のエに規定する広告の内容の範囲に準ずるものとする。

エ 掲載できる広告の内容の範囲については、「鈴鹿市広告掲載要綱」及び「鈴鹿市広告掲載基準」並びに「令和8年度「鈴鹿市暮らしの便利帳」協働発行业務実施要領」を遵守すること。

オ 発行した便利帳を市内の全世帯に配布することにより納入に代えるものとし、残部は市が指定する場所に納入するものとする。

カ 便利帳の納品時に、その全ページ分（表紙及び裏表紙その他無ページのものも含む。）をパソコン、各種タブレット、各種スマートフォンなどで閲覧できる電子ファイル（PDFファイル等）を記録した電子記録媒体を添付すること。

2 発行時期 令和8年11月～令和9年1月頃

3 著作権 行政情報に関する著作権は、鈴鹿市に帰属する。

4 広告

- (1) 広告掲載については、市が内容の確認を行う。また、その内容が便利帳に適さないものであると市が判断した場合は、全体または一部を市と協議の上変更することとし、協働発行业者が広告主と調整を行う。
- (2) 広告はすべて協働発行业者が募集することとし、その収入は協働発行业者に属する。

5 その他

- (1) 常に市と緊密な連絡体制をとること。
- (2) 別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- (3) 本仕様書に明示のない事項は、市の指示もしくは協議の上、決定する。

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市情報政策課広報グループ

電話 059-382-9036 (直通)